

法人成り・代替わりによる入札参加資格の承継申請の手引き (測量及び設計コンサルタント等業務業者用)

測量及び設計コンサルタント等業務業者を対象とした、和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務の入札参加資格の承継のうち、個人から法人へ組織変更する場合、および個人事業主が死亡又は高齢等により営業が継続できなくなった場合にもなう承継手続きについては、以下のとおりとしています。

1. 承継できる場合

(1) 個人から法人へ組織変更する場合

[以下(①～⑤)のすべての要件を満たしている場合です。]

- ①個人の営業所を廃業すること。
- ②個人の事業主が組織変更後の法人の代表者となること。
- ③個人の事業主が組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること。
- ④上記②及び③の状態を承継認定後1年以上継続すること。
- ⑤個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継は、営業の同一性を保つものであること。

(2) 個人事業主が死亡、又は高齢等により営業を代替わりする場合

[以下(①および②)のすべての要件を満たしている場合です。]

- ①承継人が当該個人事業主と同居している親族、または被承継人と別居している2親等以内の血族であること。
- ②承継人が相続し、測量・建設コンサルタント等業務を営むことに対し、当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。

2. 内容、手続

(1) 承継の申請

必要書類を提出していただいた後に認定することにしてはいますが、事前に必ず 和歌山県庁 県土整備部 技術調査課 建設業班までご相談下さい。
(TEL 073-441-3081)

(2) 申請期間

事実発生日から3ヶ月以内です。

(3) その他

申請書類の内、間に合わない書類があっても受付は行いますが、承認の認定は、全ての書類が揃った後になります。
よって、認定されるまでは、新たな県発注業務の受注等はできません。

3. 必要書類(測量・コンサル)

(1) 個人から法人へ組織変更する場合

- ①和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格承継申請書(様式第1号)
- ②個人から法人への組織変更に係る誓約書(様式第2号)
- ③役員調書(別記様式第3号)
- ④設立した法人の商業登記簿謄本の写し又は登記事項証明書、定款及び議事録
- ⑤財務諸表【法人設立後の貸借対照表】
- ⑥財務諸表【法人設立前の直近1年度分の貸借対照表及び損益計算書】
- ⑦被承継人が納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し
- ⑧営業に関し法律上必要な登録証明書等の写し
- ⑨その他和歌山県が必要と認めるもの

(2) 個人事業主が死亡、又は高齢等により営業を代替わりする場合

- ①和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格承継申請書(個人承継)
(様式第4号)
- ②承継人であることを証明する戸籍謄本【被承継人のもの】
- ③同意書(様式第5号)及び同意人の印鑑証明書
- ④財務諸表【代替わり後の貸借対照表】
- ⑤財務諸表【承継前の直近1年度分の貸借対照表及び損益計算書】
- ⑥承継人及び被承継人が納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し
- ⑦営業に関し法律上必要な登録証明書等の写し
- ⑧その他和歌山県が必要と認めるもの